

社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会 役員等費用弁償規程

制 定：平成17年11月28日
平成18年10月13日一部改正
平成19年8月1日一部改正
平成20年6月18日一部改正
令和2年3月16日一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条に規定する役員等の費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(費用弁償の支給)

第3条 役員等が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償を支給する。

- (1) 役員の理事会、評議員会及び委員会の出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 評議員の評議員会及び委員会の出席
- (4) 役員等の法人業務のための行動

2 費用弁償の額は、1日につき1,500円とする。

3 会長については、第(1)号及び第(3)号による費用弁償は支給しないものとする。

4 費用弁償は、会議等の都度、通貨をもって本人に支給する。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。